



平成 27 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 セメダイン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岩切 浩
(コード番号 4999、東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 栢野 宣昭
(TEL. 03-6421-7411)

単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 1 月 5 日 (火)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 28 年 1 月 5 日 (火) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> <u>第7条(単元株式数)の変更は、平成28年1月5日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成28年1月5日(火)

3. 株主優待制度の変更について

上記単元株式数の変更に伴い、株主優待制度の対象となる株主様について見直しを行い、平成28年3月末日を基準日とする株主優待から下記のとおり変更いたします。

(1) 対象となる株主様

3月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式100株(1単元)以上を保有の株主様といたします。

(2) 優待内容

3月末日時点で1単元(1,000株)以上保有する株主を株主優待制度の対象としておりましたが、単元株式数変更後は、3月末日時点で1単元(100株)以上保有する株主を対象とした株主優待制度に変更し、加えて株主優待商品の内容も変更することを予定しております。新たな株主優待商品の具体的な内容につきましては現在検討中でございますので、詳細が決定次第お知らせいたします。

株主優待制度の対象

変更前	3月末日時点で株主名簿に記載または記録されている当社株式1単元(1,000株)以上を保有している株主
変更後	3月末日時点で株主名簿に記載または記録されている当社株式1単元(100株)以上を保有している株主

(3) 変更実施時期

平成28年3月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様から上記変更を実施いたします。

以上